

学校法人早稲学園 一般事業主行動計画

仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境を整備し、教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1 計画期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年間

2 内容

目標1 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を 75%以上とする。（次世代法）

実施時期 令和10年4月1日～

対策 トップによる仕事と子育ての両立支援の推進に向けたメッセージの発信

目標2 フルタイム労働者のうち、25 歳～39 歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 6 時間未満とする。（次世代法）

実施時期 令和7年10月1日～

対策 トップによる長時間労働是正に向けたメッセージの発信

目標3 教職員に占める女性の割合を 40%に向上させる。（女性活躍推進法）

実施時期 令和11年4月1日～

対策 教職員公募の実施方法等について検討を行う。

【女性活躍に関する情報公表】

女性労働者の割合

常時雇用女性労働者 39% （うち有期契約女性労働者については57%）